

「いじめ」の大半は「犯罪」

— 「刑法」をよく読んで学習し、「学校での犯罪(学校犯罪)」を撲滅しよう—

開倫塾

塾長 林 明夫

新聞紙上で、「いじめ」による「自殺」が大きく取り上げられています。次の文章は、以前にも「いじめ」が大きな社会問題となった2007年1月の「開倫塾ニュース」巻頭言をもとにして、大幅に書き加えたものです。是非、じっくりとお読みください。

Q: 「いじめ」の大半は「犯罪」とは、どういうことですか。

A: (林明夫: 以下省略) 学校で児童・生徒により行われている「いじめ」の大半は、「刑法」という法律が規定した「犯罪」に当たる行為で、国家が刑罰をもって処罰するのに値するもの、行ってはならないものだという事です。

* 「いじめ」は誰が行っても犯罪です。たまたま14歳未満の少年・少女が刑罰法令に触れる行為を行った場合は、刑事責任が問われず、刑罰が科せられないだけです。これは、14歳未満の少年・少女は刑事責任能力を問うだけの物事に対する認識能力や行動能力が十分ではないためです。しかし、「いじめ」の大半は犯罪行為であることに変わりはありません。

私は、「いじめ」の大半は「犯罪」であるから、14歳未満の少年・少女であっても行ってはならない、行われているのを見過ごしてはならないと考えます。

Q: 例えば、どういうことですか。具体的に説明してください。

A: 法律の条文が出ている六法全書を開き、またはインターネットで検索し、「刑法」という「法律」を是非ご覧ください。「刑法」のテキストもたくさんあります。例えば、次の刑法の条文を何回か音読して、学校での「いじめ」が「刑法」のどの条文に該当する(あてはまる)のかを考えてみましょう。

第199条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役^{ちようえき しよ}に処する。

※「人を殺」せば「殺人罪^{さつじんざい}」という犯罪です。

第204条 人の身体を傷害^{しんたい しやうがい}した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金^{ばっきん}に処する。

※「人の身体を傷害」すれば「傷害罪^{しやうがいざい}」という犯罪です。

第206条 前2条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料^{かりよう}に処する。

※自分で手を下さなくても、傷害の現場で「もっとやってしまえ」などと勢いを助けると「現場助勢罪^{げんばじよせいざい}」という犯罪です。

第208条 暴行^{ぼうこう}を加えた者が人を傷害するに至ら^{いた}なかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留^{こうりゆう}若しくは科料に処する。

※なぐりかかって、相手に当たらなくても「暴行罪^{ぼうこうざい}」。耳元で大きな音をさせるのも「暴行罪」。暴行を加えたら、人を傷つけなくても成立するのが「暴行罪」という犯罪です。

第 220 条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処する。

※人を取り囲んで逃げられない状況にしたら「監禁罪」という犯罪です。

第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

※「△△するぞ」と脅すのは「脅迫罪」という犯罪です。

第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。

※「△△するぞ、だから〇〇をしろ」と脅すのは「強要罪」という犯罪です。

第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

※「〇〇をやった」と、人の名誉を損なう言動をしたら「名誉毀損罪」という犯罪です。

第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

※皆の前で、他人をはずかしめる言動をしたら「侮辱罪」という犯罪です。

第 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

※うそのうわさを流して、他人の信用を傷つけたら「信用毀損罪」という犯罪です。

第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

※他人の物を盗んだら「窃盗罪」という犯罪です。他人の自転車を勝手に乗りまわし乗り捨てるのは「窃盗罪」です。お店のものを「万引き」するのも「窃盗罪」です。

第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

※人を脅して、物やお金を出させたら「恐喝罪」という犯罪です。

第 261 条 他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

※他人の物を壊したら「器物損壊罪」という犯罪です。

どうですか。「刑法」という法律に書かれている条文を声を出してじっくりと音読してみると、学校で行われている「いじめ」の大半は「犯罪」であるとおわかりになると思います。この他にも、「刑法」の条文はたくさんあります。是非、一度全文を声を出してゆっくりと読んでみてくださいね。必要と思われる場合には、躊躇せず、法律の専門家である弁護士の先生に相談することをお勧めします。

Q：最後に一言どうぞ。

A：このように、学校で「いじめ」と言われているものの大半は「犯罪」で、罰則までついていることがおわかりになったことと思います。

これからは、「学校でのいじめ」ということばを使わずに、「**学校での犯罪(学校犯罪)**」ということばを使い、児童・生徒、先生、保護者、地域社会の人々、学校、教育委員会、児童相談所、市役所、町役場、議会、警察や検察庁、裁判所、家庭裁判所、少年鑑別所、少年刑務所、刑務所、保護観察所などの関係者のすべてが「刑法」をよく読んで学習し、みんなで協力し合い、「学校での犯罪(学校犯罪)」を撲滅することを目指すべきと私は考えます。

皆様はどのようにお考えですか。